



Australian Government
Department of Agriculture,
Water and the Environment

製品排出基準法2017での免除に関するガイド



© Commonwealth of Australia 2020

知的財産権の所有者

他に記載がない限り、本出版物の著作権（および他の知的財産権）の所有者はオーストラリア連邦（連邦）です。

クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons) ・ライセンス

第三者が提供した内容、ロゴ、オーストラリアの国章を除き、本出版物内の全資料は、クリエイティブ・コモンズ・アトリビューション4.0国際ライセンスの下でライセンス登録されています。

ライセンスおよび本文書の使用に関するお問い合わせは、こちらにメールを送信してください。 copyright@awe.gov.au。



データ目録

本出版物（本出版物出典の資料）は2020農業水資源環境省、「製品排出基準法の免除事項に関するガイド2017」キャンベラ、3月、CC BY 4.0.に帰属します。

ISBN 978-1-76003-288-3

本出版物はこちらからご覧いただけます。 <http://www.environment.gov.au/protection/publications/pes-guide-to-exemptions>

農業水資源環境省

GPO Box 858 Canberra ACT 2601

電話番号 1800 803 772

ウェブサイト awe.gov.au

農業水資源環境省を通じて活動するオーストラリア政府は、正当な注意と技術を用いて本出版物内の情報とデータの準備と編纂を行っています。それにもかかわらず農業水資源環境省、その職員、顧問は、法で認められる最大限まで、本出版物内の情報あるいはデータにアクセスし、使用し、あるいは依拠した結果として人に発生する過失、損失、損傷、障害、費用、コストなどすべての責任を放棄します。

内容

1. はじめに	1
2. 申請を行う	2
適用免除の 카테고리	3
申請者に必要な情報	4
申請手数料	5
申請手数料の免除の要請	5
返金	5
申請の提出	6
申請の査定期間	6
3. 免除が付与された場合	7
条件	7
免除あるいは条件の変更、一時停止、取消	7
4. 免除が付与されない場合	9
決定に対する控訴	9
5. 当省の役割	10
6. 詳細情報	11



1. はじめに

2018年7月1日から、オーストラリアに輸入あるいは国内生産・供給された19キロワット以下の出力の新規ノンロード火花点火エンジンおよび新規火花点火船舶用推進エンジンはすべて、製品排出基準法2017(以下「基準法」)で規定された製品排出基準を順守しなければなりません。国内生産品には、製品中の輸入エンジンの組み立て部品は含まれません。

2020年7月1日から、オーストラリア市場に供給されるすべての製品は、「基準法」を順守しなければなりません。

特定の状況では、排出基準を満たさない製品をオーストラリア国内に輸入あるいは販売するために、免除が付与される場合があります。これらの状況は、特定の事業条件に関連するものであり、認証済み製品を使用できない特別な状況に対応するものです。

免除により、オーストラリアに輸入あるいは供給されるエンジンは比較的少数であり、総排出量に対する影響は最小限であることが予想されます。

免除が付与された場合、免除対象者に独自の確認番号を提供します。この番号は、製品の輸入の際に提出しなければなりません。

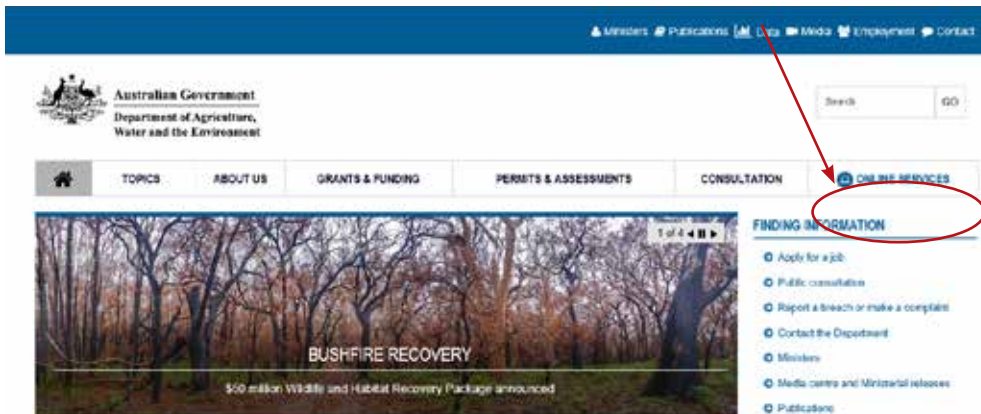
本ガイドでは、豪州農業水資源環境省に免除の申請を検討中の方に、情報を提供します。「基準法」の下での豪州認証の申請に関する別紙のガイドもご利用いただけます。

2. 申請を行う

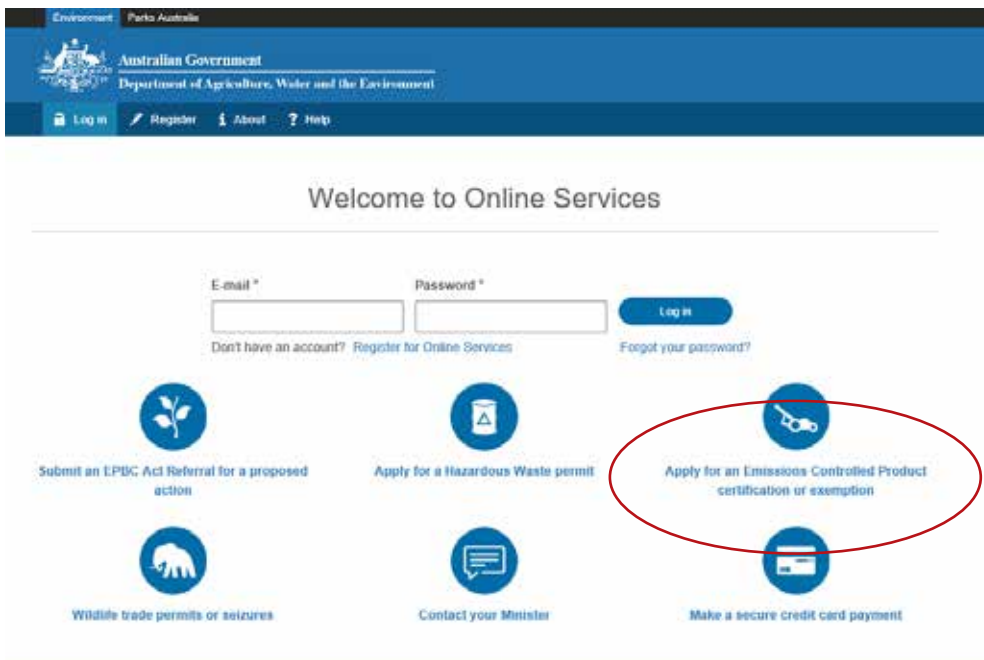
「製品排出基準規則2017」(以下「規則」)の第29項は、免除の申請プロセスについて定めています。

免除は、特定の排出規制製品に関連する場合もあれば、特定の製品に関連した申請者を含めた申請者あるいは各般の人を対象とする場合もあります。免除は、輸入、供給、マーキングに関する条件、あるいは記録管理の条件を網羅する「基準法」第3部または第4部の規定に関連します。

申請は、当省の[オンラインサービスプラットフォーム](#)を通じて行います。



申請者は全員オンラインサービスに登録することが必要です。現在ユーザーである方は、登録済みのEメールアドレスとパスワードを使用してログインできます。ログインしたら、「排出規制製品の認証あるいは免除の申請」をクリックしてください。



適用免除のカテゴリー

「規則」第30項では、6つの免除のカテゴリーについて規定しています。カテゴリーによって提出が必要な情報は異なります。免除の申請は、一件につき免除のカテゴリーの内の一つに限り行うことができます。

適用免除のカテゴリー （「規則」参照） ¹	説明
輸出 (30(1)(a))	製品はオーストラリアから輸出されますが、オーストラリア国内では使用されません。
試験評価と展示 (30(1)(b))	製品は供給あるいは事前注文のために試験、評価、展示、広告、提供されますが、製品認証を受ける前はオーストラリアで使用あるいは供給されません。
国家セキュリティ (30(1)(c))	製品は国家の安全を目的としてオーストラリア国防軍、警察、治安当局で使用されます。
救急サービス (30(1)(d))	製品は、救急サービス機関で使用されます。
競技会 (30(1)(e))	製品は組織的競技会で使用されます。
交換用エンジン (30(1)(f))	未認証で使用不可能なエンジンに替わる交換用エンジン。

再輸出（オーストラリア国内での販売あるいは使用以外）用に輸入された製品

この免除のカテゴリーは、オーストラリアから将来輸出され、オーストラリア国内では使用されない未認証製品の輸入に適用されます。このカテゴリーの免除が認められる製品は、製品が国内で販売されることのないように、オーストラリア国内にある間の管理方法など免除の条件を満たさなければなりません。さらに、製品が輸出されると、当省への報告書の提出も必要です。

供給または事前注文用に試験、評価、展示、広告、提供される製品

この免除のカテゴリーは、製造者または供給者が、まだ未認証ながら最終的には認証を受けることが予測される製品を試験、評価、展示、広告するために開かれています。これによって、現在未認証のエンジンの展示または広告に基づいて、事前注文を行うことができます。その際には、最終的にその事前注文を基礎として、輸入あるいは購入者に供給されたエンジンは、認証を受けなければならないことを認識するものとします。

豪州国防軍、警察、治安当局で使用する製品

この免除のカテゴリーは、豪州国防軍、警察、治安当局で国家安全を目的として使用される未認証製品に適用されます。警察または治安当局とは、「独立国家安全法規監視法2010 (*Independent National Security Legislation Monitor Act 2010*)」に定義されています。この免除は、これらの機関が治安に関連しない日常的な活動で使用する製品には適用されません。

1 いくつかの免除のカテゴリー（国家安全、救急サービス、組織的競技会、交換用のエンジン）では、申請者は指定したカテゴリーの基準を満たし、その代わりに使用できる排出基準を満たす製品を入手できないことを示さなければなりません。

救急サービス機関で使用する製品

この免除のカテゴリーは、救助あるいは救急サービスを目的として救急サービス組織のみが使用する未認証製品に適用されます。これには、かかる目的でのトレーニングの実施も含まれます。この免除は、救急以外あるいは救助関連以外の日常的な活動で使用する製品には適用できません。「規則」は、救急サービス機関を、警察部隊あるいは警察サービス、消防隊、救急隊、沿岸警備隊、救助隊、サーフ・ライフセービング機関を含めたものと定義しています(サブセクション30(4))。

組織的競技会で使用する製品

この免除のカテゴリーは、組織的競技会のみで使用する未認証の製品に適用されます。これによって、「規則」により合法的なレース用競技会の活動が禁止されることが無くなります。組織的競技会は、「規則」(サブセクション30(5))で規制あるいは認可された会員組織により、公表された競技規則に従って実施される単発のレース、または一連のレースから構成されたものと定義されています。この定義には、釣り競技会は含まれません。

交換用エンジン

この免除のカテゴリーは、未認証で使用不能な既存のエンジンの代わりに新たに使用される、未認証のエンジンに適用されます。この免除を受けることで、機器がまだ機能していて、エンジンのみが故障したりあるいは使用できなくなった時に限り、高価な機器の中に装備された未認証のエンジンを「同種のもの」と交換することができます。2020年7月1日に、オーストラリア市場に供給される全製品は、「規則」中の排出基準に沿って認証を受けなければなりません。したがって、同日より前に供給されたオリジナルのエンジンに限り、本カテゴリーでの免除を受ける資格があります。

申請者に必要な情報

免除の申請は書面で行い、以下の情報を含まなければなりません。

- 申請者の氏名と連絡先の詳細
- 申請する免除カテゴリー1つ
- 製品の詳細
 - 製品が免除の下で輸入あるいは供給されると予測される日付または期間
 - 免除の下で輸入あるいは供給されると予測される製品数
 - オーストラリアでの製品の仕様あるいは取り扱い方法を示す説明
- 関係書類(準拠した代替製品が利用できないことを示す証拠を含む)
- 提供した情報が正しいことを示す宣言

当省は、担当者から詳しい情報を要請することができます。

申請手数料

免除の申請で支払う手数料は、「規則」中に規定され、以下の表に記載されています。

当省は、手数料全額が既に支払い済みであるか、あるいは申請者が当省に手数料の免除を要請してそれを取得した場合に限り申請を検討します。

免除のカテゴリ	一回の申請手数料*
オーストラリアから輸出されているが国内で使用されていない製品	\$1,470
供給や事前注文のために試験、評価、表示、広告、提供された製品	\$390
豪州国防軍、警察、治安当局で使用する製品	\$550
救急サービス機関で使用する製品	\$1,470
組織的競技会で使用する製品	\$1,470
交換用エンジン	\$1,470

*GST (物品サービス税) は申請手数料には適用されません。

申請手数料の免除の要請

「規則」の第44項の下で、当省は、財政困難などの例外的な状況があると納得する場合に、申請者から要請があれば、申請手数料の免除を行うことができます。手数料の免除の要請は、免除の申請プロセスの一部として当省のオンラインサービスポータルから行うことができます。当省は、すべての要請について検討し、申請者に書面で決定を通知します。

返金

申請が手数料を支払ってから14日以内に申請を取り下げ、当省が申請書の評価を開始していない場合に限り、申請者は返金を受ける権利があります。当省が申請について査定を開始している場合、あるいは免除が検討されたものの付与されない場合には、手数料は返金されません。

返金の要請は、当省 productemissions@awe.gov.au まで必ず書面で行ってください。

申請の提出

申請を提出すると、担当者のEメールアドレスに確認書が送付されます。申請者はオンラインサービスにログインして、いつでも申請の状況について確認できるようになります。

提出済みの申請書は編集できません。申請者が、申請書に誤った情報が入力されていること、あるいは申請に関する詳細が変更されたかもしくは欠落していることを発見する場合は、当省に情報の変更に関する通知を書面で提供することができます。通知は、必ず productemissions@awe.gov.au に送信してください。当省は、申請書を更新し、効力が発生する前に申請者から変更に関する正式な確認を求めるものとします。

申請書は productemissions@awe.gov.au から書面によって当省に通知して、査定プロセス中にいつでも撤回することができます。上記のように申請手数料が返金されるのは、手数料の支払いから14日以内に申請が撤回され、当省が申請の査定を開始していない場合に限りです。

申請の査定期間

「規則」の第33項では、当省が、手数料の支払い確認あるいは手数料免除の承認も含めた必要な情報を全て受け取ってから60日以内に、免除の付与または拒否のいずれも行われていない場合には、申請は拒否されたとみなされることを規定しています。ほとんどの申請は、60日よりずっと早くに最終決定が行われることが予測されます。

3. 免除が付与された場合

当省が、申請指定された免除のカテゴリーの条件を満たしていると納得した場合、免除が付与されます。当省は申請者に書面でその結果について通知し、免除通知が当省のウェブサイトに発表されます。免除は、通知書に記載された日に発効します。

条件

全ての免除は、「規則」の第34項に含まれる条件に従うものとします。

- 輸入者または供給者は、免除が適用される製品が、申請書に指定された関連するカテゴリーに従ってのみ使用または取り扱われることを合理的に期待しなければなりません。
- 免除の写し、あるいは免除を当省ウェブサイトで見ることができる方法に関する情報を、製品に含めなければなりません。

当省は、免除の中に追加条件を含めることができます。追加条件の例には、免除製品の最大個数、免除の期間、免除製品の供給と使用に関する制限などが含まれます。

当省は、免除の条件に確実に適合するために、監視・実施活動を行います。免除の条件が順守されない場合には、免除はもはや適用されず、該当する製品あるいは人物は未認証製品の輸入および供給に関する違反を含めた、「基準法」の完全な条件に従うものとします。

免除あるいは条件の変更、一時停止、取消

特定の状況では、当省は免除の変更、一時停止、取消を行うことができます。

「規則」第35項により、当省は免除を変更することができます。当省のウェブサイト上に通知を公開することで、追加条件を含めるか、あるいは既存の条件の修正または除去のいずれかをするための変更が行われます。免除の担当者には書面で通知します。免除の変更は、通知に記載された日に発効します。当省が免除を変更できる箇所は、以下をご覧ください。

未認証エンジンの免除は、2020年12月まで交換用エンジンのカテゴリーで付与されています。2020年8月には、適した交換用エンジンが利用できるようになり、豪州基準の下で認証されます。当省は、今後未認証の交換用エンジンが輸入できなくなるように免除を変更することができますが、2020年12月までは、免除の下で既に輸入済みの交換用エンジンの供給を引き続き認めます。

「規則」の第36項により、当省はウェブサイト上に通知を公表することで、免除を一時停止できます。免除の担当者には書面で通知します。当省が免除の条件が満たされていないという合理的な疑いを抱く場合に免除の全体または一部を一時停止します。免除の一時停止によって、当省は、さらに重大な措置を検討する前に、免除の条件が満たされているかどうかを調査する時間を得ることができます。

一時停止は通知書に記載された日に発効します。一時停止は、当省のウェブサイト上に2回目の通知が公表されると終了し、2回目の通知に記載された日に発効します。一時停止が行われている間、免除の対象となる活動は停止しなければなりません。一時停止の対象となる製品の輸入と供給は、これらの製品が認証済みでなければ、第3部(製品排出基準の実施)あるいは第4部(記録管理)の違反となります。

「規則」第37項により、当省はウェブサイト上に通知を公表することで、免除を取り消すことができます。免除を取り消すには、免除の条件が満たされていない、あるいは指定の免除のカテゴリに従って使用もしくはその他の取り扱いが行われていないことを、当省が合理的に納得することが必要です。

4. 免除が付与されない場合

申請が指定された免除のカテゴリーの条件を満たしていると当省が納得しない場合、免除は拒否されます。当省は申請者に書面で通知を行います。

決定に対する控訴

当省が下した決定に合意しない方は、行政控訴審判所に再審を求めることができます。免除の申請に関連する以下の決定は、行政控訴審判所が再審を行うことができます。

- 手数料免除の要請を拒否する決定
- 免除の付与を拒否する決定
- 免除の条件を指定する決定
- 免除を変更、一時停止、一時停止を終了しない、あるいは免除を取り消す決定

詳しい情報はこちらをご覧ください。<http://www.aat.gov.au>。

5. 当省の役割

当省は「基準法」および「基準法」の下での製品排出基準を実施します。「基準法」第11項により、大臣は免除を規定する規則を制定できます。「規則」第5部は、当省が「基準法」により製品または人物に免除を付与できる状況について規定しています。

当省は以下の責任を負います。

- 申請者あるいは申請予定者からの照会に対応する
- 申請者に正しい額の手数料を支払うようにさせる
- 各申請書に必要な情報が含まれているかを確認する
- 免除を付与すべきかどうか、適用すべき条件について査定し決定する
- 申請者に、申請の進捗状況について常時通知する
- 免除が付与された場合、所定の条件を付けて独自の免除の識別番号を発行し、当省のウェブサイト上に免除の通知を公表する
- 免除が拒否された場合、申請者に通知し理由を提供する
- 「基準法」と免除の条件の順守を確認する

6. 詳細情報

製品排出基準、あるいは免除の申請に関してご質問のある方は、当省までお問い合わせください。

- Eメール productemissions@awe.gov.au
- 電話番号 1800 803 772

